

議 事 録		作 成 日	令和元年 10 月 2 日(水)
		作 成 者	建設部 上下水道課
会議名	第 2 回 宮津市水道使用料金等審議会		
開催日時	令和元年 10 月 2 日(水)	10:00~11:50	開催場所 宮津市役所 第 5 会議室
出席委員	藤本 長壽 : 宮津市自治連合協議会 会長 黒岡 芳子 : 宮津市地域女性の会 会長 藤原 高広 : 宮津地区労働者福祉協議会 会長 今井 一雄 : 宮津商工会議所 会頭 今井 一雄 西村 正大 : 宮津天橋立観光旅館協同組合 理事 三好 ゆう : 福知山公立大学 准教授 四蔵 茂雄 : 舞鶴工業高等専門学校 教授		

内 容	
1	挨拶 ・ 今井会長より開会にあたっての挨拶
2	平成 30 年度決算の概要について (資料 1 ~ 資料 3)
3	経営戦略と今後の収支見通しについて (資料 4 ・ 資料 5)
4	水道使用料金等の見直しについて (資料 5 ・ 資料 6) ・ 事務局より上記 3 項目について、合わせて説明。(事務局説明要旨を参照)
	<質疑>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25 施設ある浄水場の今後のあり方について、再度説明を求める。 →統廃合の可能性のある 4 施設については、統廃合を進めていく予定。 9 施設については、水を供給している世帯が将来的に 10 世帯を下回る見込みであるため、施設の更新時期を踏まえ、小型浄水施設など新たな手法を検討していくこととしている。(事務局) ・ 水源の維持に課題はないのか。 →地下水を水源としている由良地区については、将来的に課題が生じる可能性があり、現在水脈調査を実施しているところ。(事務局) ・ 長期前受金戻入の用語について、説明を求める。 →浄水場等の施設の建設に要した費用を耐用年数で分割し費用計上したものが減価償却費であるが、同様の考え方で、浄水場等の施設の建設にあたり交付された国庫補助金等を耐用年数で分割し収益計上したものが長期前受金戻入である。(事務局) ・ 収益的収支で単年度損益の黒字化を目標とされているが、赤字となると事業を運営できないのか。 →現在は、過去の黒字により貯蓄された利益剰余金を消費により、なんとか事業を運営している。 令和 3 年度以降は資金残高もマイナスに入り、事業の継続はできない状況となる見込み。(事務局)

内 容

- ・料金の見直しにより水道使用料金が増額となると、大口の利用者は自前の水源を確保することを検討するのではないかと。そうすると使用される水量が減り、収入が減り、更なる料金見直しが必要となるように思うが、そのあたりをどのように考えているのか。

→市民の生活や経済活動に水道事業は必須のものであり、それを維持していくことが最重要。

市民の皆さんから水道を求められている間は、水道を維持していく必要があり、そのためには経費削減等の努力を行うことを前提とした上で、料金見直しはやむを得ないものと考えている。料金見直しに伴い、水道の使用を控えられることを行政側で止めることはできないが、水道という市民の共有財産をみんなで支えていただきたいとの思いを持っている。(事務局)

→現在当たり前のように整備されている水道が、市域の公衆衛生の向上に寄与しているという視点を忘れてはならない。水道施設を市民全員で守っていくため、水道施設があることによる恩恵をもっと積極的にアピールしていくべきである。水道料金は1トン約160円、ペットボトルで購入すれば2ℓが100円として1トン5万円、ガソリンは1ℓ150円とすれば1トン15万円、生活必需品の価格としては安価な価格設定である。(委員)

- ・他会計補助金及び他会計繰入金の違いは。また、他会計から補助なり繰入は将来的な収入として担保されたものか。

→他会計補助金及び他会計繰入金はどちらも一般会計から支援される金額のこと。一般会計からの支援については、国が一定の基準を設けており、その基準に該当する支援を他会計繰入金、また基準には無いが宮津市の独自の判断による支援を他会計補助金として整理しているもの。

他会計補助金、繰入金ともに、額の算定の考え方については市財政当局と調整を終えており、担保されたものである。(事務局)

- ・国が設けている一定の基準について詳細の説明を。

→資料を持参していないため、詳細な説明については、次回とさせていただきます。(事務局)

- ・企業債の借入に対する考え方は。企業債の借入額を抑制しないと将来の負担になると考えるが。

→現在は、赤字経営の中、資金の余力が無いため、可能な限り企業債を借り入れる方針としている。料金見直し後、資金が一定確保できる状態になれば、建設費に対して80%の割合で企業債の借入を行っていき、借入額の抑制を図ることとしている。(事務局)

- ・一般家庭の利用だと、どの程度の影響がでるのか。

→資料6で府内市町村との料金比較をお示ししている。この金額が、月に20トンの水を使用した額となっており、4人家族の平均的な使用水量とされているもの。この水量で、現在は月額2,741円であり、宮津市水道事業ビジョンの考え方を基本に33%、27%、22%の値上げとした場合、それぞれ月額3,645円、3,481円、3,344円となる。これらは現在の料金体系を一律で値上げした場合の試算であり、基本料金部分でどの程度値上げするのかなど、料金見直しの手法によって増減する。そのあたりの試算については、次回の審議会でご説明できるよう資料を準備する。(事務局)

内 容

<意見>

- ・現状の料金そのまま経営をしていくと破綻するということは理解した。値上を行うことについては許容したとして、その値上率をどうするのか。一度にたくさん上げられると市民の負担も大きい。
- ・公衆衛生の視点で考えると、水道は行政に管理していただくのが安心である。その水道を維持していくために料金が上がることはいたしかたないと思う。市民全員で協力していく問題だろう。
- ・料金の試算については、5年ごとに見直しと3年ごとに見直しでは直近の値上率は3年ごとのほうが少ない。しかしながら10年スパンで考えると5年ごとの見直しの方が結果的に値上率が小さくなる。長期間の視点で判断できるような項目を資料に追加し、丁寧な説明をお願いしたい。
- ・府内の他市町において、30%を超える大幅な値上げを実施された自治体がある。当時の議論の内容や料金見直し後の住民の反応など分かる範囲で調査願いたい。

<総括>

- ・現在の経営状況から、一定の料金値上げはやむを得ない。
- ・料金の値上げ率については、次回の審議会でより詳細な資料と説明を受け、審議する。

5 その他

次回の審議会は、令和元年11月5日（火）午前10時とする。